

平成15年9月5日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員		江	口		徹

---

平成15年9月5日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（市長の提案理由説明）

---

午前10時 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから平成15年鹿島市議会9月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に7番中村雄一郎君、8番橋川宏彰君、9番森田峰敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の9月定例会に市長から報告2件、議案5件の提出がありました。報告事項及び議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成14年度に係る平成15年4月分、5月分及び平成15年度4月分、5月分、6月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る6月の定例会において採択になりました意見書第3号「税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書」は6月9日付で、また、意見書第4号「国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書」、意見書第5号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書は6月30日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

#### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

報告第9号及び報告第10号並びに議案第45号から議案第49号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

#### ○市長（桑原允彦君）

本日、ここに平成15年9月議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、まず初めに、鹿島・藤津地区衛生施設組合の水質検査結果の数値改ざん事件につきまして、経緯を含めて御説明申し上げます。

新聞報道を受けまして、事実関係を確認するのが先決であると判断し、早速、1市3町の担当課長に命じ調査をいたしました。結果につきましては、大筋では新聞報道にありますとおりで、虚偽報告の事実を確認したところでございます。

し尿処理場に関係する法律といたしましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「ダイオキシン特別措置法」がありますが、当該施設につきましては、施設の構造から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「水質汚濁防止法」が主に該当いたします。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制される検査項目としては、pH（ペーハー）と言われる水素イオン濃度、BODと言われる生物化学的酸素要求量、CODと言われる化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数、塩素イオン濃度の6項目がありますが、新聞報道にあります「全窒素・全リン」については報告義務は課せられておりません。

なお、法律に基づく検査につきましては、別途専門業者に委託して毎月1回の検査を実施するとともに、保健所にも報告をいたしておりますが、いずれも法定基準内の数値であり、問題ないところでございます。また、年に1回保健所の立入検査がありますが、これにつきましても特に指摘は受けておりません。

今回の新聞報道にあります「全窒素・全リン」は、水質汚濁防止法に定める検査項目の一つではありますが、報告の義務は課せられていないところでございます。

それでは、いずれの法律に照らし合わせても報告義務のない検査項目について、なぜ、改

ざんまでして報告しなければならなかったのかということです。従来からの慣習として、先ほど申しあげました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める法定6項目に加えて、全窒素・全リンについてもあわせて報告いたしておりまして、その際、当該施設の運転管理指標として別途定めております水質基準の指標に合わせたいという、担当係長独自の判断があったようでございます。

なお、今回の調査により新施設操業以来今日まで、全窒素含有量が基準値の120ミリグラム／リットルを超えたときが5回ありますが、いずれも薬品投入等の措置により、翌日には基準値以内に回復いたしております。5回と申しあげましたが、9日でございます。その他、法定基準値以内でありながら処理場独自の水質基準を上回ったときが、報道どおりでございます。

念のため申しあげますが、日常、放流水については法定基準以上に、よりハードルを高くして組合独自の管理指標を掲げ、それをクリアすべく毎日水質検査を実施し、チェックしているところでございますが、時期的にあるいは投入時の内容物によっては、瞬間的といえども放流水について基準値をオーバーすることがあるようでございます。

いずれにいたしましても、事の事由はともかく、検査数値自体を改ざんすることが、著しく行政の信用を失墜させる行為であり許されないこととございます。改めて深く陳謝申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう管理者みずからを含めての処分はもとより、関係職員の処分につきましても、委員会を発足させ、検討するよう指示をしたところでございます。

また、組織的・構造的な問題に立ち入って、改善策を検討いたしたいと思っております。さらに、一時的・瞬間的といえども基準値を超える放流水については問題であり、関係機関の御指導を仰ぎながら、施設の運転管理についても組合内部で十分検討をいたしたいと思っております。

以上、皆様方の御理解を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、経過報告とさせていただきます。

次に、鹿島市・太良町合併協議会の進行状況について御報告させていただきます。

5月29日に「第1回鹿島市・太良町合併協議会」を開催してから今日まで、5回の協議会が開催され、協議第19号まで協議をしてまいりました。その中で、決定・確認されました項目についてお知らせしたいと思います。

まず、合併の方式ですが、合併の場合には、新設合併と言われる対等合併と編入合併と言われる吸収合併の2種類がございます。協議の結果、鹿島市、太良町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設・対等合併」とすることになりました。ここに両市町がお互いに対等の立場に立って、新市をつくり上げていくことが確認されたものでございます。

次に、合併の期日については、遅くとも平成17年3月1日とすることが確認されました。合併特例法の期限が平成17年3月31日までとなっており、この期限までに合併を行えば特例

措置や財政支援などを受けることができます。したがって、期限前に合併の期日を設定し、その日に向けて合併のための準備を進めていくことになりました。

次に、新市の事務所の位置と議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議会の委員が構成員である小委員会において別途協議することとなりました。既に3回から4回協議を重ね、9月中には小委員会の案が協議会に諮られることと思います。

その他に、イベント等の取扱いや姉妹都市・国際交流の取扱い、慣行の取扱い、行政区の取扱い、小中学校の通学区域の取扱いなどにつきましては、新市においても同様に引き継ぐということで承認されました。

なお、財産の取扱いにつきましては、鹿島市・太良町が所有する山林や基金などの財産や借入金などの債務をどのような形で引き継ぐか協議がなされましたが、両市町の財産や債務の状況の説明と質問をした後、継続審議とし、細部にわたって検討し、結論を出していくということになりました。

以上のように、両市町の委員さんによる活発な議論により着実に協議が進行いたしております。お互いがお互いのことを思いやりながら末永い幸せのための積み重ねが行われているのであります。議会より2名の委員さんに御苦労していただいておりますが、今後、さらに協議は佳境に入っております。議会委員さんを初め、議員の皆様のなご一層の御指導御協力をお願いいたします。

また、報道等で御存じと思いますが「佐賀商工共済協同組合」が8月27日に破産いたしました。昭和35年に設立され、佐賀市郡や鹿島市など県南東部を中心に出資金を出した個人事業者が組合員となり、掛金を集めて事業資金の貸し付けなどの共済事業を行っておりました。第1回債権者会議が12月に予定されているようですが、管財人が情報を保有しているために、そのときにならないと正確な債権者の数や負債総額はわからないそうです。

早速、担当課長に命じ、鹿島商工会議所と協力して事に当たるように指示をしました。その結果、商工会議所と市が合同で市民会館内に相談窓口を設置いたしました。また、9月7日に債権者に対する説明会が鹿島市で開催されるようになり、会場については市が便宜を図り、エイブルホールで午後3時から開催される予定です。基本的には民対民の取引であり、行政としてどこまで介入できるかという問題はありますが、市としても推移を見守りながら、対応をしていきたいと思っております。

今後とも議会の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、報告2件、決算認定1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算1件でございます。

初めに、報告第9号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、交通事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたす

ものでございます。

次に、報告第10号 平成14年度鹿島市土地開発公社決算について申し上げます。

鹿島市土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により、平成14年度決算書の写しを提出し、報告いたすものでございます。

決算の概要といたしましては、公有地取得及び処分事業で、国道 207号鹿島バイパス建設代替地を取得し、その処分をいたしております。

その結果、損益につきましては、土地売却による事業収益とそれ以外の収益は30,973,475円で、これから原価及びその費用37,314,746円を差し引きますと、6,341,271円の経常損失となっております。この経常損失は、定款第24条第 2 項の規定により準備金を減額して整理いたしております。

次に、議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、監査意見書を付して提出するものでございます。

平成14年度の業務の概要につきましては、給水戸数 9,012戸、給水人口 2万 8,857人に対して、年間配水量は 324万 3,506立方メートルを供給してまいりました。

一方、水利用の効率を示す有収率につきましては、81.6%で、前年度より 0.1ポイント上昇しておりますが、今後とも有収率の向上について努力を続けてまいる所存でございます。

次に、財務の概要につきましては、事業収益 557,191千円に対し、事業費 517,880千円となり、39,311千円の経常利益になりました。

なお、平成14年度の主な投資事業といたしましては、老朽配水管の布設がえ及び配水管新設事業として 100,909千円、水源開発負担金などの第 6 次拡張事業費として 134,205千円、企業債償還元金 131,496千円などでございます。

以上、平成14年度水道決算について申し上げますが、水道事業は市民の生活において、欠くことができない水道事業の公益性・重要性を十分に認識し、今後とも、安全でおいしい水の安定供給のため、計画的な水道施設の整備を図るとともに企業経営の健全化を目標に努力したいと考えております。

次に、議案第46号 鹿島市中心身障害児通園施設設置条例について申し上げます。

この条例は、平成 3 年度から開設しております心身障害児通園施設「すこやか教室」について、児童福祉法に基づく児童デイサービス指定事業所としての条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第47号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、条例の整備をいたすものでございます。

改正の主な内容といたしましては、勤続期間六月以上で退職した一般職の職員が失業中で

ある場合、その者に雇用保険法の失業給付程度の退職手当を支給することを定めた規定について、その支給期間の変更等を行うものでございます。

次に、議案第48号 鹿島市工場等の振興措置に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、低開発地域工業開発促進法により指定された地区の地域指定解除に伴い条例を整備するものでございます。

次に、議案第49号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、補助事業あるいは県営事業負担金の事業確定によるものを初め、予防事業としてSARS対策及びインフルエンザ予防接種経費、知的障害者等の扶助費、7月の大雨により発生した農地農業用施設及び土木施設災害の復旧費、また鍋島家資料収集経費のほか、主要市道整備事業などの単独事業費の増額・追加などについて予算計上をいたしております。

それでは、概要について申し上げます。

今回の補正は、予算総額に 267,151千円を追加し、予算の総額を11,823,660千円といたすものでございまして、この予算総額は前年度9月期と比較いたしまして 3.7%の減となっております。

歳入につきましては、事業費の追加・変更に伴う国県支出金、分担金、市債等を増減調整計上するとともに、繰越金では、平成14年度決算剰余金 240,457千円について追加計上いたしております。また、繰越金が当初の見込みより増額となったことにより、公共施設建設基金からの繰入金40,000千円を減額いたしております。

一方、歳出のうち投資的経費の主なものといたしましては、農業等の振興対策として経営体育成基盤整備事業12,112千円、広域営農団地農道整備事業 5,880千円などの県営事業負担金を追加いたしております。

都市基盤の整備では、県営事業負担金として県道鹿島～嬉野線道路改良事業、急傾斜地崩壊防止事業など合わせて 7,648千円、看場～納富分線外2線などの街路事業負担金に54,599千円を追加いたしております。この他、道路整備関係で市道野島～鮎越線及び大殿分～伏原線の主要道路整備事業に 9,000千円を増額するとともに、蟻尾山公園整備事業などの都市公園整備事業に16,713千円を増額いたしております。

その他、今回新たに、小学校施設整備事業で明倫小校舎雨漏り防止対策と中学校施設整備事業で東部中バリアフリー化整備事業に合わせて13,500千円を追加いたしております。

また、現年発生 of 災害復旧事業として、農地農業用施設及び土木施設復旧事業に21,710千円追加いたしております。以上の結果、投資的経費の総額で 145,196千円を追加・増額計上いたしております。



消費的経費の主なものでは、知的障害者施設支援費36,688千円、児童扶養手当22,000千円などの扶助費を増額するほか、SARS対策及びインフルエンザ予防接種などの予防事業に4,920千円増額いたしております。また、米政策改革大綱の制定に伴う新さが水田農業経営確立推進事業に1,103千円、鍋島家資料収集経費に6,409千円追加いたしております。

この他、1件の指定寄附がなされたことに伴い、小学校費図書購入費を追加いたしております。

以上の結果、投資的経費以外の経費は総額で121,955千円を追加・増額計上いたしております。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして御説明いたしました。詳細につきましては、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月6日から9月9日までの4日間は休会とし、次の会議は9月10日午後1時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会